令和７年４月

福岡県バリアフリー交通推進事業補助金実施要領

福岡県　企画・地域振興部　交通政策課

１　目的

この補助金は、予算の範囲内において、タクシー事業者におけるユニバーサルデザインタクシー車両及び福祉タクシー車両（以下「ＵＤタクシー車両等」という。）の導入を促進し、もって国内外からの旅行者を含め福岡県でタクシーを利用する全ての人が安心して円滑に移動できる環境を整備することを目的とする。

２　補助対象事業

（１）タクシー事業者

（２）リース事業者（タクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者）

３　補助対象事業者の条件

（１）県税の滞納がないこと。

（２）タクシー事業者にあっては、以下に定める研修を受講した又は資格を有する運転手を配置すること。

（３）リース事業者にあっては、貸与先のタクシー事業者が以下に定める研修を受講した又は資格を有する運転手を配置していることを確認すること。

【研修及び資格】

※ＵＤタクシー車両の場合は①又は②、福祉タクシー車両の場合は③④⑤のいずれか

①ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般社団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバー研修」

②その他知事が認めた研修等

|  |
| --- |
| ユニバーサルドライバー研修と同程度かつ国土交通省の通知（平成30年11月8日付国自旅第185号の2）の内容に合致するもので、県タクシー協会又は地区タクシー協会、タクシー事業者が実施する研修であってユニバーサルドライバー研修受講済の者が講師を務めるもの。 |

③一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」

④一般財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する「福祉タクシー乗務員研修」

⑤介護福祉士、訪問介護員又はサービス介助士

【研修受講者又は有資格者の必要数】

福岡県から補助金の交付を受けて既に導入した車両及び導入しようとする車両１台につき２人と、事業者の全運転手数のいずれか少ない方

４　補助対象車両

以下の要件を全て満たし、事業用としての登録を受けた車両（登録抹消した自動車の再登録を除く）

（１）福岡県内に事業拠点が存するタクシー事業者が使用する車両

（２）福岡県内に使用の本拠を置く車両

（３）過去に本補助金の交付を受けていない車両

（４）国補助金の交付を受けていない車両

（５）補助を受けた年度の末日までに新規登録する車両

**※交付決定を受けるまで、発注・契約は行わないでください。**

➢発注・契約の日付が９に記載する県の「交付決定通知」の日付以降のものが対象です。県の交付決定日以前に発注・契約を行った場合は補助対象外（交付決定後に判明した場合、交付決定は取消）となります。

５　補助対象経費

車両本体価格（消費税抜）

６　補助金額

車両１台当たり補助対象経費に補助率３分の１を乗じて得た額

【補助上限】

認定レベル１及び２　６００千円／台

認定レベル準１　　　４００千円／台

７　申請手続

（１）申請受付期間

**令和7年5月2日（金）～令和7年5月30日(金)**

（２）申請方法

以下の提出資料をクリップ止めし、１部提出ください。※原則郵送

【提出資料】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 様　式 | 備　考 |
| 1 | 交付申請時  確認チェック表 | 別添１参考様式 |  |
| 2 | 交付申請書 | 要綱様式第１号 | **申請者の記名押印又は署名（姓名）が必須** |
| 3 | 別紙１  補助事業の内容 | 要綱様式  第１号別紙１ | 申請者がタクシー事業者かリース事業者かで様式が異なる。 |
| 4 | 別紙２  役員等一覧 | 要綱様式  第１号別紙２ | リース事業者の場合は貸与先事業者の一覧も必要  申請日時点で登記されている役員全員を要記載 |
| 5 | 別紙３  誓約書 | 要綱様式  第１号別紙３ | 申請者の押印は不要 |
| 6 | 別紙４  研修実施計画書 | 要綱様式  第１号別紙４ | 研修の種別にかかわらず要提出  ※「イ　その他知事が認めた研修等」の場合は「ユニバーサルデザインドライバー研修終了証」の写しを添付。 |
| 7 | 事業者の許可書 | － | 一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し  リースの場合、貸与先事業者の許可証の写し |
| 8 | 車両の見積書 | 車両本体価格がわかる書類（見積書）（写し可） |
| 9 | 法人登記簿謄本又は住民票 | ＜法人＞申請者及び自動車使用者の法人登記簿謄本  ＜個人＞住民票（マイナンバーの記載がないもの）  ※どちらも発行から３か月以内もの。（コピー可） |
| 10 | 納税証明書 | 県税事務所が発行する納税証明書（発行から３か月以内もの。）（コピー可） |
| 11 | 振込先口座の内容が確認できる書類 | 振込先口座が確認できる通帳部分の写し等  ※福岡県に債権者登録を行っており、債権者コードがある場合は不要 |
| 12 | その他添付資料 | 次のとおり |

［12　その他添付資料について］

＜福祉タクシーを導入する場合＞

➢車両構造が分かる書類（カタログ等）

＜補助申請者がリース事業者の場合＞

➢リース会社からタクシー事業者に提示したリース契約の見積書又は契約書案

➢タクシー事業者への補助金の還元方法を記載した書面

・一括で還元（リース料に反映させない）する場合は、還元方法に係る説明書

・リース料の減額により還元する場合は、補助金がない場合の料金と、補助金を活用した場合の料金を比較した貸与料金算定根拠明細書

このほか、必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。

８　申請時の審査について

　申請受付期間内に受け付けた案件については、本県において審査し、優先順位及び申請１件当たりの補助金交付額等を決定します。

この際、審査に当たっては、以下の点を考慮に入れるものとし、予算額に限りがあることから、案件によっては不採択となる場合や、申請１件当たりの補助金交付額を制限する場合があること等について、予めご了承ください。

なお、申請の行われた順に優先順位をつける（先着順により決定する）ことは行いません。

1. 申請台数に応じた台数の調整（全申請台数と各事業者申請台数による按分）
2. 市町村からの補助金の有無
3. 当該地区におけるユニバーサルデザインタクシーの導入割合（導入率が低い地区の事業者を優先）

９　交付決定通知

交付申請書類に不備がなく、審査の結果適正と認められた場合は交付決定通知書（要綱様式第2号）を申請者に送付します。

10　変更・中止交付申請

当初申請に対する交付決定の通知を受けた内容について、事業内容の変更(導入台数の変更、車種の変更等)又は補助事業の中止がある場合に申請を行ってください。

なお、次のいずれかに該当する場合で、補助金額の増を生じない場合は実績報告時に確定するため、変更申請を提出する必要はありません。

➢事業計画の細部の変更であり事業目的の達成に支障がないもの（交付申請書に記載した「完了予定日」、「納車予定日」の変更等）

➢車種の変更等による補助金の額の減額が 20 ％以内の変更であるもの

【提出資料】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 様　式 | 備　考 |
| 1 | （変更・中止）申請書 | 要綱様式第３号 | 申請者の記名押印又は署名（姓名）が必須 |
| 2 | 添付資料 | － | ＜変更の場合＞  ➢交付申請の際提出した資料のうち、変更箇所が分かるようにしたもの  ➢変更箇所の根拠となる資料  ＜中止の場合＞  ➢添付資料なし |

このほか、必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。

11　変更交付決定通知

変更・中止交付申請書類に不備がなく、内容が適正と判断した場合、変更交付決定通知書（要綱様式第4号）を申請者に送付します。

12　実績報告

補助事業が完了した日（すべての車両が納車された日）から30日を経過した日又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

【提出資料】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 様　式 | 備　考 |
| 1 | 実績報告書 | 要綱様式第５号 | **申請者の押印不要** |
| 2 | 別紙1  補助事業実績調書 | 要綱様式  第５号別紙１ |  |
| 3 | 別紙2  研修受講者及び資格者数調べ | 要綱様式  第５号別紙２ | ユニバーサルドライバー研修終了証（写し）を併せて提出 |
| 4 | 研修当日に使用した資料  （「イ　その他知事が認めた研修等」を実施した場合に必要） | － | 研修当日の（次第、テキスト等）、受講者名簿、実施の様子が分かる写真 |
| 5 | 購入車両の自動車検査証の写し | ・車検証の所有者欄→申請者名  ※自動車販売会社が所有者欄に記載される「所有権留保」は認められない。  ・車検証の使用者欄→タクシー事業者  ・車検証の使用の本拠の位置→県内 |
| 6 | 購入車両の補助対象経費（車両本体価格）の額が確認できる書類 | 補助対象者あての請求書等（写し可） |
| 7 | 購入車両の支払の実績が確認できる書類 | 補助対象者あての領収書等（写し可） |
| 8 | 補助対象車両の写真 | 車体正面、背面（ナンバープレートを入れること） |
| 9 | その他添付資料 | ※次のとおり |

［９　その他添付資料について］

＜リース事業者の場合＞

➢一括で還元（リース料に反映させない）する場合は、タクシー事業者が還元を受けたことがわかる書類

➢リース料の減額により還元する場合は、リース契約書（写し）

このほか、必要に応じて追加の提出を指示する場合があります。また、実績報告を受けて検査を行う場合がありますので御了承ください。

13　額の確定

実績報告の内容を確認し適切と判断した場合は確定通知書（要綱様式第6号）を送付します。額の確定後、指定の口座にお振込みいたします。

14　遅延報告・状況報告

補助事業が完了予定日までに完了できない、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに福岡県交通政策課に連絡してください。

また、事業の完了見込について、県から補助事業者へ問い合わせを行うことがあります。特に、交付決定を受けた年度の末日までに完了しないことが予見されているにもかかわらず県への報告・連絡を怠った場合は、補助金の交付を受けられないことがあります。

15　車両処分の承認について

➢本補助事業で取得した車両は、一定期間処分（転用、譲渡、交換、貸付、抵当権の設定又は廃棄）に制限があります。

➢制限期間は補助事業の完了日より「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数を経過する日までであり、業務車両の場合は総排気量2㍑以下が3年、2㍑超3㍑未満4年、3㍑以上5年となります。

➢制限期間内に処分する場合は、予め福岡県交通政策課へご連絡ください。なお処分の承認を得た場合であっても、耐用年数を経過する日までに処分する場合は、その期間に応じた補助金の返還が生じます。（処分により利益が出た場合は交付額の範囲内での返還も発生します。）

16　その他留意すべき事項

　➢補助事業についての収支簿を備え、補助金の使途を明らかにしておくこと。

➢補助事業の支出額について、その支出内容を証する書類（契約書、請求書、領収書等）を整備して、収支簿とともに、補助事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存すること。

　➢国土交通省が令和元年11月19日付で一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あてに発出した「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施の徹底について」に基づき適切に運用すること。

　➢ユニバーサルデザインタクシー車両については、九州運輸局が定めた車体表示について適切に表示マークを掲示すること。

　➢ユニバーサルデザインタクシーについては、身体障がいのある方のみならず、妊娠中の方、外国人等のあらゆる方にとってユニバーサルな対応が必要であること。

➢県が作成した飲酒運転防止に係る

啓発ステッカーの掲示に御協力ください。

（横10㎝×縦10㎝）

➢令和７年度から「福岡県バリアフリー交通推進事業補助金」交付金要綱上を以下のとおり変更しています。また、これに伴い、福岡県タクシー関係バリアフリー交通推進協議会を廃止しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 福岡県バリアフリー交通推進事業補助金  交付要綱  第１条～第２条　（略）  （定義）  第３条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。  (1)～(3) （略）  削除  第４条　（略）  （補助対象車両）  第５条　この補助金の対象となるUDタクシー車両等は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。  第６条～第２０条　（略） | 福岡県バリアフリー交通推進事業補助金  交付要綱  第１条～第２条　（略）  （定義）  第３条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。  (1)～(3) （略）  (4) 県協議会　UDタクシー車両等の導入によって公共交通のバリアフリー化を推進するため、福岡県が主体となり、地方運輸局、関係事業者、関係団体等を構成員として設置した協議会をいう。  第４条　（略）  （補助対象車両）  第５条　この補助金の対象となるUDタクシー車両等は、県協議会において、誰もが利用しやすい公共交通の普及促進のために整備を図る必要があると認められた車両であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。  第６条～第２０条　（略） |